

流教総第 323 号

令和 4 年 1 月 21 日

保護者 様

流山市教育委員会

(公印省略)

新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に伴う学童クラブの対応について

平素は本市の学童クラブ行政に御理解、御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

本市は、令和 4 年 1 月 21 日から同年 2 月 13 日まで「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、まん延防止等重点措置を講ずべき地区に指定されました。学童クラブにおいては、感染拡大防止に努めつつ開所しますので下記の点について、御理解、御協力をお願いします。

記

1 保護者の方へのお願い

家庭において利用当日の児童や同居家族の体温・体調を御確認いただき、発熱等の症状がある場合には、学童クラブへの登所をお控えください。

※御家庭内に医師の判断により PCR 検査を受ける方がいらっしゃいましたら、在籍している学童クラブまで必ず御連絡ください。

2 学童クラブの開所日及び開所時間

通常どおりの開所日・開所時間とします。

3 その他

- ・学童クラブで感染者が発生した場合は、臨時閉所をすることがあります。
- ・今回の措置に関し、登所日数による日割りでの保育料の返金はありません。
- ・今後、状況の変化により対応が変わる場合には、別途お知らせします。